



つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和 5年 6月19日

つくばみらい市長

→ 田川浩

つくばみらい市条例第 16号

つくばみらい市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市職員の旅費に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「宿泊料」の次に「、食卓料、旅行雑費」を加え、同条中第10項を第12項とし、第9項を第11項とし、第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。
- 9 旅行雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。

第19条から第22条までを次のように改める。

（食卓料）

第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

- 2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

第20条から第22条まで 削除

第32条の見出しを「（日当、宿泊料及び食卓料）」に改め、同条第3項中「第17条並びに第18条第2項」を「第18条第2項及び第19条第2項」に、「日当及び宿泊料」を「宿泊料及び食卓料」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 食卓料の額は、別表第2の定額による。

第33条及び第34条を次のように改める。

第33条 削除

（旅行雑費）

第34条 旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

別表第1中「第18条」の次に「、第19条」を加え、「日当及び宿泊料」を「日当、宿泊料及び食卓料」に改め、同表中

「

日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）
-----------	------------

80キロメートル以上	80キロメートル未満	
2,000円	1,200円	12,000円

「 を

日当（1日につき）		宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
80キロメートル以上	80キロメートル未満		
2,000円	1,200円	12,000円	2,200円

」に

改める。

別表第2中「第32条」の次に「、第34条」を加え、「日当及び宿泊料」を「日当、宿泊料及び食卓料」に改め、同表中

「

日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）		
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方
6,200円	5,200円	4,200円	19,300円	16,100円	12,900円

」を

「

日当（1日につき）			宿泊料（1夜につき）			食卓料（1夜につき）
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
6,200円	5,200円	4,200円	19,300円	16,100円	12,900円	5,800円

」に

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。